

青梅市体育施設 使用承認書兼領収書

(申請番号)

1-2015-005383

平成27年11月26日

青梅市長



次のとおり使用を承認します。

使用日 時間	施設 利用内容 (利用目的、利用人数)	使用料
H28.1.17(日) 09:00～17:00	市民球技場 蹴球場 スポーツ／サッカー 2,000人 市民大会 (サッカー) 利用料無料	7,200
H28.1.17(日) 09:00～17:00	東原公園球技場 球技場 全面 スポーツ／サッカー 2,000人 市民大会 (サッカー) 利用料無料	9,600
H28.1.24(日) 09:00～17:00	市民球技場 蹴球場 スポーツ／サッカー 2,000人 市民大会 (サッカー) 利用料無料	7,200
H28.1.24(日) 09:00～17:00	東原公園球技場 球技場 全面 スポーツ／サッカー 2,000人 市民大会 (サッカー) 利用料無料	9,600
H28.1.31(日) 09:00～17:00	市民球技場 蹴球場 スポーツ／サッカー 2,000人 市民大会 (サッカー) 利用料無料	7,200

【注意事項】

- この使用承認書は、使用の当日必ず係員に提示してください。他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 施設や器具の使用等については、すべて係員の指示に従ってください。火気は必ず係員の許可を得て使用し、その取扱については特に注意し、定められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 使用時間は、準備および後片付けに要する時間を含みます。
- 使用終了後は、整理・清掃等を行い、もとの状態に戻してください。
- 使用目的、使用条件または使用に関する諸規定もしくは係員の指示が守られないときは、使用を取り消すことがあります。
- 施設を使用する必要があるときは、速やかに連絡してください。
- 使用料については、次の各項に該当する場合は還付することができません。
(使用承認書と認め印 (団体の場合は代表者のもの) が必要)
① 使用の中止および変更の申出を、使用日7日前までに行なったとき (市民会館ホールは30日前までが100%、15日前まで75%、7日前まで50%)
② 使用日および前日等が雨天のため使用できないとき (屋外施設のみ)
③ 施設都合により、使用の取り消しがあったとき
- 使用中に施設、その器具等を壊したりなくしたりしたときは、相当額の弁償をしていただきます。
- その他施設の使用については、使用方法など必要な事項を係員と打ち合わせしてください。

施設使用料	55,200
減免額	-55,200
設備使用料	0
合計	0

施設使用料等領収書

1-2015-005383

納入者 (代表者)	青梅市サッカー協会 柳川 登一	領収日印	
住所	東京都青梅市千ヶ瀬町5-627		
金額	施設	0	
	設備		0
	合計		0

上のおり受領しました。

